

# NPO 法人のみなさまへ

## 平成 29 年 4 月 1 日 開始！！

### ～ 特定非営利活動促進法が改正～



高槻市マスコットキャラクター  
はにたん

## 〔改正のポイント〕

### ★ 貸借対照表の公告が必要です。

- 「資産の総額」の登記が不要になった一方で、毎年度、貸借対照表の公告（注1）が必要となりました。（法第28条の2関係）
- 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のHP等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置（注2）があります。
- 公告方法は定款で定める必要があります。

（注1）貸借対照表の公告に係る規定（法第28の2）の施行日は平成30年10月1日となります。

（注2）「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示」（1年間）として施行規則で規定されています。

#### Q. いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

A. 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告する必要があります。この場合、①施行日（平成30年10月1日）までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

#### Q. どの程度の期間、公告が必要ですか？

A. 官報掲載、日刊新聞紙の掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告（注）する必要があります。

（注）貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

#### Q. 既に定款で公告方法を定めている場合、定款変更は必要ありませんか？

A. 既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表の公告もその方法で行っていただくこととなります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲載と官報掲載が必要となります。貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、その場合は、定款変更が必要（注）となります。（例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合）

（注）例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合、3月末決算の法人であれば、平成30年6月末までに開催される総会で定款変更の承認を得ることになります。また、9月末決算の法人であれば、臨時総会開催の可能性がでてくるなど、事業年度によっても対応が異なってきます。あらかじめご検討ください。

## 【現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例】

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。  
※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照ください。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
	【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。



### 事業報告書等の備置期間が延長されます。

- 事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります。(法第28条関係)
- 高槻市や所轄庁で閲覧・謄写できる書類も、過去5年間に提出された書類となります。(法30条関係)



### 認証申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

- 高槻市や所轄庁が認証時等に行う現行2か月間の縦覧期間について、1か月間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります。(法第10条第2項関係)

**定款変更後は、速やかに高槻市へ届出をお願いします！**



〔問合せ〕 高槻市役所 市民生活部 コミュニティ推進室

TEL (072) 674-7462 FAX (072) 674-7781

市ホームページ : <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>